

リサイクルにご協力ください

ミックスペーパーの分別

ミックスペーパーとは、基本的に新聞・雑誌・ダンボール以外の紙類のことを指します。びん・缶・ペットボトルなどの資源ごみと同様に透明・半透明の袋でごみ収集に出すことができますが、ミックスペーパー以外のごみが混ざっている場合は、透明・半透明の袋で出されても収集できません。

ミックスペーパーの種類



お菓子などの箱



ティッシュペーパーの箱



トイレットペーパー
などの芯



ノート類



カタログ・パンフレット



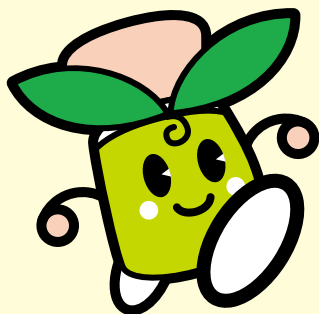
封筒・はがき



カレンダー

シールやビニール、金属部分があれば取り除く

ミックスペーパーとして出せないもの (禁忌品)



おもて面のページではミックスペーパーに分類される主なものを紹介しましたが、その中でもミックスペーパーとして出せないもの (禁忌品) があります。

これらは、「製紙原料にならないもの」として扱われるもので、リサイクルできないことから、燃えるごみとして出させていただくことになります。



金、銀などの金属が箔押しされた紙



防水加工された紙

紙コップ・紙皿・紙製のカップ類容器・紙製のヨーグルト容器・油紙・ロウ紙など



裏カーボン紙
ノーカーボン紙

宅配便の複写伝票 など



圧着ハガキ (親展ハガキ)



粘着物のついた封筒



感熱紙

ファックス用紙、レシートなど



臭いのついた紙

石鹸の個別包装紙、紙製の洗剤容器など



印画紙

インクジェットプリンタ用の写真用紙など



油などの液体で汚れた紙

使い終わったティッシュやタオルペーパー、食品の水分などで汚れた紙



複合素材の紙

プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた紙